

第52期 定時株主総会 招集ご通知

- 開催日時** 2024年6月26日（水曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分
- 開催場所** 大阪市北区梅田三丁目3番45号
ホテルモントレ大阪 7階 パルフィ
- 決議事項** 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締
役を除く。）2名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役2名
選任の件

目次

第52期定時株主総会招集ご通知……………	1
株主総会参考書類……………	5
事業報告……………	11
連結計算書類……………	27
計算書類……………	30
監査報告……………	33

書面又はインターネット等による議決権行使期限

2024年6月25日（火曜日）午後6時まで

※詳細につきましては、P.3をご参照ください。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はござい
ません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社ライフドリンク カンパニー

証券コード 2585
(発送日) 2024年6月7日
(電子提供措置の開始日) 2024年6月4日

株 主 各 位

大阪市北区梅田三丁目3番10号
株式会社ライトリンクカンパニー
代表取締役社長 岡野邦昭

第52期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第52期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.ld-company.com/>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式情報」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認くださいようお願い申し上げます。)

電子提供措置事項は、上記の当社ウェブサイトのほか、以下のウェブサイトにも掲載しておりますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2585/teiji/>



なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2024年6月25日（火曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月26日（水曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分
2. 場 所 大阪市北区梅田三丁目3番45号
ホテルモントレ大阪 7階 パルフィ
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第52期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第52期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト及び株主総会資料掲載ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎ 電子提供措置事項のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の定めに基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（本株主総会におきましては、書面交付請求をいただいていない株主様にも同書面を送付いたします。）には記載しておりません。なお、これらの事項は「第52期定時株主総会招集ご通知」に際しての電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項」に掲載しております。従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2024年6月26日(水曜日)
午前10時
(受付開始：午前9時30分)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月25日(火曜日)
午後6時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月25日(火曜日)
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

○○○○○○○

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトをログインQRコード

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

- 書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使として取り扱いたしません。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いたしません。
- 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱いたしません。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使[®]」

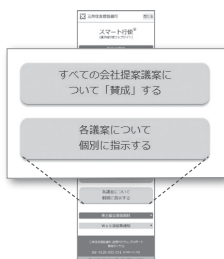
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使[®]」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

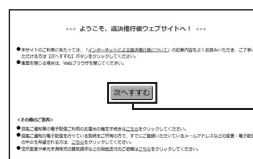
※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン等の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

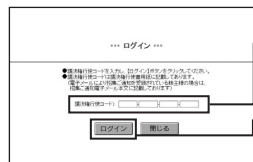
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

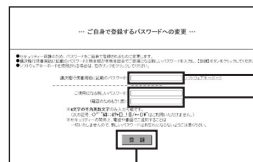
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は事業発展及び経営基盤強化に向けた内部留保の充実を最優先事項としつつ、株主還元策として安定配当を実施する方針であります。具体的には、1株当たり当期純利益に対する配当性向20%を目安として配当を目指していく方針であります。

当期の期末配当につきましては、上記の方針に基づき、業績の状況及び経営環境等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金37円 総額 483,099,491円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月27日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制変更のため1名減員し、取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)
1	<p>おか の くに あき 岡 野 邦 昭 (1975年3月31日)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p>在任年数（本総会終結時） 4年10ヶ月</p> <p>取締役会への出席状況 20回／20回（100%）</p> <p>所有する当社の株式数 161,579株</p>	<p>1997年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入社</p> <p>2004年7月 株式会社ローランド・ベルガー入社</p> <p>2008年1月 ヴァリアント・パートナーズ株式会社入社</p> <p>2013年3月 株式会社全国通販（現 株式会社ハルメク・アルファ） 取締役 株式会社ジャパンホーム保険サービス 取締役</p> <p>2016年4月 株式会社全国通販（現 株式会社ハルメク・アルファ） 代表取締役 株式会社ジャパンホーム保険サービス 代表取締役</p> <p>2019年8月 当社 取締役</p> <p>2019年10月 当社 代表取締役副社長</p> <p>2020年6月 当社 代表取締役社長（現任）</p> <p>2023年1月 ニットービバレッジ株式会社 代表取締役社長（現任）</p> <p>2024年5月 Oビバレッジ株式会社 代表取締役社長（現任）</p>
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>他社での経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、これまでの当社代表取締役としての実績を踏まえ、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)
2	みな がわ りょう いち ろう 皆 川 亮 一 郎 (1974年8月24日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> 在任年数（本総会終結時） 9年1ヶ月 取締役会への出席状況 18回／20回（90%） 所有する当社の株式数 一株	1998年10月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入社 2006年11月 日興シティグループ証券株式会社入社 2008年6月 CLSA Capital Partners Japan株式会社（現 サンライズキャピタル株式会社）入社 2013年5月 株式会社BCN（現 株式会社ミライブ）代表取締役社長 2014年6月 同社 代表取締役会長 2015年5月 当社 専務取締役 2016年8月 当社 代表取締役社長 2017年6月 当社 取締役 2018年8月 当社 代表取締役社長 2020年6月 当社 代表取締役会長 2021年1月 当社 取締役会長 2021年2月 北斗株式会社 取締役 2021年6月 当社 取締役（現任） 2021年8月 株式会社SBIC 取締役（現任） 2022年1月 株式会社ティーエフホールディングス 取締役（現任） 2022年3月 株式会社タスク・フォース 取締役（現任） 株式会社タスク・フォース ミテラ 取締役（現任） 北斗株式会社 代表取締役社長 2024年3月 北斗株式会社 取締役（現任）
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>投資ファンドを通じた会社経営に関する豊富な経験と知識を有しており、これまでの当社取締役としての実績を踏まえ、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の取締役を含む被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求等に起因して、被保険者が被る損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を填補することとしております。なお、保険料は全額当社が負担しております。
- 各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役山本淳氏及び羽田由可氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
1	<p>やまもと じゆん 山本 淳 (1970年5月18日)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p>在任年数(本総会終結時) 4年</p> <p>取締役会への出席状況 19回/20回(95%)</p> <p>監査等委員会への出席状況 13回/13回(100%)</p> <p>所有する当社の株式数 864株</p>	<p>1996年12月 大原簿記専門学校 会計士課程講師</p> <p>1998年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入社</p> <p>2002年4月 中央青山監査法人(みずび監査法人に変更後廃止) 入社</p> <p>2007年8月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 入社</p> <p>2016年8月 みそうパートナーズ株式会社 代表取締役(現任)</p> <p>2020年6月 当社 社外取締役[監査等委員](現任)</p> <p>2022年5月 株式会社GARLIC 代表取締役(現任)</p>
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>経営コンサルタント、公認会計士としての専門知識と幅広い見識を有するとともに、企業経営にも精通しており、独立、公正な立場から企業活動全般にわたる監査・監督を行っていただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)
2	<p data-bbox="269 278 515 344">は だ ゆ か 羽 田 由 可 (1968年11月11日)</p> <p data-bbox="359 364 424 402">再任</p> <p data-bbox="254 435 526 488">在任年数（本総会最終時） 4年</p> <p data-bbox="254 503 526 556">取締役会への出席状況 19回／20回（95%）</p> <p data-bbox="254 571 526 624">監査等委員会への出席状況 13回／13回（100%）</p> <p data-bbox="254 639 526 692">所有する当社の株式数 864株</p>	<p data-bbox="553 223 1316 306">1999年 4 月 最高裁判所司法研修所修了 弁護士登録 神戸海都法律事務所 入所</p> <p data-bbox="553 337 1006 359">2004年 1 月 同事務所 パートナー就任</p> <p data-bbox="553 390 1075 412">2004年 6 月 財務省近畿財務局金融証券検査官</p> <p data-bbox="553 443 1022 465">2012年 4 月 H&S法律事務所開設（現任）</p> <p data-bbox="553 495 1127 518">2015年 6 月 阪神内燃機工業株式会社 社外取締役</p> <p data-bbox="553 548 1158 639">2020年 6 月 同社 社外取締役〔監査等委員〕（現任） 当社 社外取締役〔監査等委員〕（現任）</p> <p data-bbox="553 669 1316 752">2021年 9 月 株式会社F・O・ホールディングス 社外監査役（現任） 株式会社F・O・インターナショナル 社外監査役（現任）</p> <p data-bbox="269 775 1339 979"> 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 弁護士としての専門知識と幅広い見識を有するとともに、企業法務にも精通しており、独立、公正な立場から企業活動全般にわたる監査・監督を行っていただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は社外役員になること以外で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に執行していただけるものと判断しております。 </p>

- (注) 1. 山本淳氏及び羽田由可氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山本淳氏及び羽田由可氏は、社外取締役候補者であります。
3. 山本淳氏及び羽田由可氏の当社社外取締役在任期間は、本総会最終の時をもってともに4年となります。
4. 山本淳氏及び羽田由可氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、両氏が選任された場合は引き続き独立役員となる予定であります。
5. 当社は、山本淳氏及び羽田由可氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、両氏が選任された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に基づく役員等賠償責任保険契約を締結してお

り、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求等に起因して、被保険者が被る損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を填補することとしております。なお、保険料は全額当社が負担しております。山本淳氏及び羽田由可氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

【ご参考】本総会終了後の取締役のスキルマトリックス

本招集ご通知の候補者を原案どおりにご選任いただいた場合の取締役のスキルマトリックスは以下のとおりです。

氏名	役職等	役員が有する知見・経験				
		企業経営・ 経営戦略	財務・会計	人事・労務・ 人材開発	法務・ コンプライアンス・ リスク管理	飲料・ 食品業界
岡野 邦昭	代表取締役社長	●	●	●	●	●
皆川 亮一郎	取締役	●	●			●
近江 博英	社外取締役（監査等委員） （独立役員）		●		●	
山本 淳	社外取締役（監査等委員） （独立役員）	●	●		●	
羽田 由可	社外取締役（監査等委員） （独立役員）				●	

（注）上記一覧表は、取締役の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

当社の取締役会は、会社法及び当社定款に定める人数の範囲内において、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力をバランスよく備え、多様性と適正規模を両立させる構成となっております。当社は、企業理念として「おいしさの中心、安心の先頭へ。」を掲げ、液種や容量を絞った「少品種化」、「内製化」及び「工場の全国展開」による「高品質・低価格・安定供給」の飲料の提供を強みとしたドリンク・リーフ事業を主たる事業として展開しております。

また、「Max生産Max販売」のしんか（進化/深化）を経営方針として掲げ、自社飲料工場の設備更新・改良による生産能力増強や改善活動による工場稼働率向上に加えて、新工場建設による生産能力増強やM&Aによる生産能力獲得などに取り組んでおります。

このような会社経営の観点から、取締役会における充実した議論による重要な業務執行の意思決定及び適切な業務執行の監督・監査機能をバランス良く発揮するため、現時点での当社の取締役会にとって重要と考える知見・経験を、「企業経営・経営戦略」、「財務・会計」、「人事・労務・人材開発」、「法務・コンプライアンス・リスク管理」、「飲料・食品業界」と定義し、これらの知見・経験を適切に有している方を役員候補者として指名しております。なお、上記の知見・経験については、外部環境や会社の状況を踏まえ、適宜見直しを図ってまいります。

以上

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2023年4月1日～2024年3月31日）におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による行動制限の緩和が進み、経済活動の正常化による個人消費の持ち直しの動きが見られました。一方、原油価格の変動や為替相場の変動を背景として、食料品を含む商品やサービスの価格上昇が進行するなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような事業環境のもと、当社は「高品質で価格競争力を持った商品」の供給を強みとして、自社飲料各工場の工場稼働率向上による生産量の拡大及び販売先の確保に努めてまいりました。また、子会社化したニッソービバレッジ株式会社とのシナジー効果の最大化に向けた取り組みや、EC/D2C（※）モデルへのチャレンジを進めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の経営成績は売上高が38,236百万円（前期比26.4%増）、営業利益が4,712百万円（同51.2%増）、EBITDA(営業利益+減価償却費+のれん償却額)が5,841百万円（同37.4%増）、経常利益が4,606百万円（同51.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益が3,155百万円（同52.0%増）となりました。

なお、当社グループはドリンク・リーフ事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

※ D2C：「Direct to Consumer」の略。消費者に対して製品を直接販売するビジネスモデルのことを指します。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において、当社グループは、総額8,814百万円の設備投資を実施いたしました。主に御殿場新工場の建設（土地の取得を含む）に関するものであります。

③ 資金調達の状況

当社は、御殿場新工場の土地取得、建設資金及び設備取得資金に充当するために、2023年4月25日に金融機関と総額8,200百万円のコミットメント型タームローン契約を締結してお

ります。なお、コミットメント型タームローン契約にかかる当連結会計年度末における借入実行残高は7,200百万円であります。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 49 期 (2021年3月期)	第 50 期 (2022年3月期)	第 51 期 (2023年3月期)	第 52 期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売 上 高(百万円)	—	—	30,250	38,236
経 常 利 益(百万円)	—	—	3,050	4,606
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	—	—	2,076	3,155
1株当たり当期純利益(円)	—	—	162.57	242.71
総 資 産(百万円)	—	—	22,165	30,646
純 資 産(百万円)	—	—	8,157	11,342
1株当たり純資産額(円)	—	—	628.84	868.73

(注) 第51期より連結計算書類を作成しているため、第50期以前の各数値については記載していません。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 49 期 (2021年3月期)	第 50 期 (2022年3月期)	第 51 期 (2023年3月期)	第 52 期 (当事業年度) (2024年3月期)
売 上 高(百万円)	22,735	25,389	29,336	33,993
経 常 利 益(百万円)	1,169	2,103	3,068	4,301
当 期 純 利 益(百万円)	1,402	2,320	2,133	2,954
1株当たり当期純利益 (円)	124.93	200.11	167.02	227.23
総 資 産(百万円)	14,003	17,133	21,341	29,400
純 資 産(百万円)	2,032	6,243	8,142	11,126
1株当たり純資産額 (円)	181.05	497.49	627.67	852.16

(注) 1. 当社は、2021年10月2日付で、普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。第49期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第50期の期首から適用しており、第50期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ニッソービバレッジ株式会社	80百万円	100.0%	清涼飲料(ドリンク)の製造及び販売

③ 当事業年度末における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

国内飲料市場全体では、少子高齢化や人口減少、原材料費や水道光熱費の高騰などの生産コストの上昇、物流費の高騰などを背景として、厳しい環境が続いております。一方で、当社グループの取扱製品である水飲料、茶系飲料及び炭酸飲料の市場は、ライフスタイルの変化などにより、今後も安定的な拡大が見込まれるとともに、ECなどの販売チャネルの多様化などによる競争環境の変化も見込まれております。

当社は液種や容量を絞った少品種大量生産、原材料調達から販売までの内製化、及び工場の全国展開により、無駄を徹底的に排除し、「高品質・低価格・安定供給」の飲料の提供を強みとしたドリンク・リーフ事業を展開してまいりました。

今後もドリンク・リーフ事業のうち自社飲料（自社生産の飲料）への様々な取り組みにより、売上高の成長及びそれを上回る利益成長を目指します。

① 自社飲料における「Max生産Max販売」のしんか（進化/深化）

当社グループは、「Max生産Max販売（自社飲料工場における1本当たりコストの極小化を目的としたフル生産化（=Max生産）及びMax生産に対応した販売先の確保（=Max販売）」のしんか（進化/深化）を経営方針として掲げ、既存工場の生産能力増強や御殿場新工場の立ち上げなど様々な取り組みを進めてまいりました。

今後も自社飲料における「Max生産Max販売」の更なるしんか（進化/深化）に向けて、自社飲料工場の設備更新・改良による生産能力増強や改善活動による工場稼働率向上に加えて、新工場建設による生産能力増強やM&Aによる生産能力獲得などに取り組んでまいります。これらの取り組みにより、2026年3月期に77百万ケース※(2024年3月期比120%。生駒名水株式会社は除く)の生産を可能とする生産体制の確立を目指しております。また、生産数量増加に対応した販売先確保のために、小売各社とのパートナーシップの深化及びパートナー業態の拡大を進めてまいります。

※ケース：当社は1本当たりの容量に関わらず、1ケース=12リットルとしています。

② コスト削減及び生産性向上

当社グループは、「Max生産Max販売」の推進により自社飲料における生産量及び販売量が拡大するなかで、製造ラインの省人化投資による生産性向上、ペットボトル軽量化による原材料費削減及び栃木工場内の新倉庫建設といった取り組みを進めてまいりました。

今後も今までの取り組みを継続するとともに、更なるコスト削減及び生産性向上に取り組んでまいります。

③ ECなどの新しい販売チャネルの開拓

当社グループは、EC専用の主力製品として強炭酸水「ZAO SODA」、ミネラルウォーター「彩水」及び緑茶「彩茶」を楽天市場、amazon、Yahoo!ショッピング及びQoo10などで販売しております。そのようななかで、「ZAO SODA」が楽天年間ランキング2023の水・ソフトドリンク部門1位を獲得し（同賞の受賞は初受賞から3年連続）、また、当社直営店舗「LIFEDRINKオンラインストア 楽天市場店」が「楽天ショップ・オブ・ザ・イヤー2023」水・ソフトドリンクジャンル大賞を受賞するなど、順調にその認知度を高めてまいりました。

今後も、消費者のECシフト（購買場所としてのEC利用割合の増加）といった購買行動の変化に対応して、ニッソービバレッジ株式会社の商品のEC各店舗への投入や自社サイトでのサービス拡大など、D2Cモデルへのチャレンジを進めてまいります。

④ 質の向上

当社グループは、「Max生産Max販売」の推進により、工場人員数、生産量及び販売量が拡大するなかで、人材の質、製品の品質といった質の向上は、事業の安定的な運営にあたり必要不可欠な継続的課題であると認識しております。人材の質の向上は採用基準の明確化や研修などの育成プログラムの実施を通じて実現し、製品の品質の向上は品質体制の強化、従業員の意識向上、PDCAサイクルの磨き上げを通じて実現してまいります。

⑤ M&Aの活用

当社グループは、2023年1月のニッソービバレッジ株式会社の買収など事業成長・事業拡大の局面においてM&Aを活用してまいりました。今後も、生産能力の獲得に加えて、商流の拡充、物流機能の強化など、目的を明確にした上でM&Aに取り組んでまいります。

⑥ サステナビリティへの取り組みについて

当社グループは、サステナビリティ推進が中長期的な企業価値向上に資すると考え、サステナビリティに関するリスクと機会の分析・評価を実施してまいりました。今後も、経営理念に基づき、より長期的な視点から「高品質で安全・安心な飲料・食品を安定的に供給することを通じて、消費者の生活インフラを継続的に支える社会的責任を果たす」ことを基本方針に、サステナビリティ推進と企業価値向上の両立を目指してまいります。

具体的には「人的資本の向上」「水リスクの把握・水資源の有効活用・水質管理の徹底」「容器・包装の環境配慮」「持続可能な物流網の構築」「安定供給体制の構築」といった最重要課題への取り組みを進めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

清涼飲料 (ドリンク) 及び茶葉 (リーフ) の製造販売を主たる事業としております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

① 当社

本 社 : 大阪市北区梅田三丁目3番10号

東京支社 : 東京都港区

工 場 : 岩手工場 (岩手県北上市) 蔵王工場 (山形県山形市) 栃木工場 (栃木県足利市) 富士工場 (山梨県南都留郡) 御殿場工場 (静岡県御殿場市) 尾鷲工場 (三重県尾鷲市) 美山工場 (京都府南丹市) 湯浅工場 (和歌山県有田郡) 耳納工場 (福岡県うきは市) 知覧工場 (鹿児島県南九州市)

(注) 御殿場工場は2024年3月に竣工しており、2024年4月1日より稼働を開始しております。

② 子会社

ニッタービバレッジ株式会社 : 富山県下新川郡

③ 関連会社

生駒名水株式会社 : 宮崎県小林市

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
587名	89名増

(注) 使用人数には嘱託26名、出向者8名が含まれておりますが、臨時雇用157名は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
489名	75名増	40.2歳	5.5年

(注) 使用人数には嘱託15名、出向者8名が含まれておりますが、臨時雇用118名は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	5,369百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,785百万円
株 式 会 社 静 岡 銀 行	1,365百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,312百万円
株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行	1,028百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	538百万円
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	508百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2024年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 44,900,000株
 (2) 発行済株式の総数 13,056,795株
 (3) 株主数 3,812名
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
SUNRISE CAPITAL II, L. P.	1,386,200	10.6
SUNRISE CAPITAL II (NON-US), L. P.	1,235,000	9.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,040,400	7.9
田 中 将 雄	683,300	5.2
CEPLUX – THE INDEPENDENT UCITS PLATFORM 2	635,000	4.8
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	525,500	4.0
田 中 利 子	440,500	3.3
J P MORGAN CHASE BANK 385632	433,000	3.3
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNION COLLATERAL NON TREATY-PB	410,600	3.1
田 中 頼 成	322,500	2.4

（注）1. 持株比率は自己株式数（52株）を控除して計算しております。

2. 2023年10月16日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及びその共同保有者である三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJアセットマネジメント株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が2023年10月9日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	持株数（株）	持株比率（%）
三菱UFJ信託銀行株式会社	54,700	0.42
三菱UFJアセットマネジメント株式会社	602,500	4.64
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	15,000	0.12

3. 2024年1月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、JPモルガン証券株式会社及びその共同保有者であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー（J.P. Morgan Securities plc）が2023年12月29日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	持株数（株）	持株比率（％）
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	613,500	4.72
JPモルガン証券株式会社	146,200	1.12
ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー（J.P. Morgan Securities plc）	32,704	0.25

4. 2024年2月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、アセットマネジメントOne株式会社が2024年2月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	持株数（株）	持株比率（％）
アセットマネジメントOne株式会社	570,100	4.38

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況

当社は、2022年6月28日開催の第50期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。これを受け、2023年6月28日開催の取締役会において譲渡制限付株式として8,210株の発行を決議し、同年7月28日付で取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）2名に対し7,038株及び監査等委員である取締役3名に対し1,172株を割当てております。この譲渡制限付株式は、対象取締役が当社の取締役の地位を喪失する日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできないものとされております。

(6) その他株式に関する重要な事項

新株予約権の行使及び譲渡制限付株式の発行により、発行済株式の総数は83,755株増加しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	岡 野 邦 昭	ニッソービバレッジ株式会社 代表取締役社長
取 締 役	新 敬 史	株式会社デコルテ・ホールディングス 取締役
取 締 役	皆 川 亮 一 郎	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	近 江 博 英	近江公認会計士事務所 代表 監査法人つむぐ 社員 ニッソービバレッジ株式会社 監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 本 淳	みそうパートナーズ株式会社 代表取締役 株式会社GARLIC 代表取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	羽 田 由 可	H&S法律事務所 弁護士 阪神内燃機工業株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社F・O・ホールディングス 社外監査役 株式会社F・O・インターナショナル 社外監査役

- (注) 1. 代表取締役社長岡野邦昭氏は、2024年5月10日付で〇ビバレッジ株式会社の代表取締役社長に就任しております。
2. 取締役 (監査等委員) 近江博英氏、山本淳氏及び羽田由可氏は、社外取締役であります。
3. 取締役 (監査等委員) 近江博英氏、山本淳氏及び羽田由可氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員としてそれぞれ同取引所に届け出ております。
4. 取締役 (監査等委員) 近江博英氏及び山本淳氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役 (監査等委員) 羽田由可氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、社外取締役のみで監査等委員会を構成しているため、常勤の監査等委員を選定しておりませんが、監査等委員は取締役会のほか、経営会議など監査上重要と思われる会議に出席するとともに、監査等委員の職務を補助するものとして、内部監査室を設け、監査等委員と緊密な連携を取ることと、監査の実効性を確保しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各監査等委員である取締役との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

① 被保険者の範囲

当社並びに子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員(すでに退任又は退職している者及び保険期間中に当該役職に就く者を含みます。)

② 保険契約の内容の概要

被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求(株主代表訴訟を含みます。)等に起因して、被保険者が被る損害(防御費用、損害賠償金及び和解金)を填補するもの。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、違法な報酬又は利益、故意の行為、過去又は係争中の損害賠償請求等に起因する損害については、填補対象外となっております。なお、保険料は全額を当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基 本 報 酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	71 (-)	38 (-)	12 (-)	20 (-)	2 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	24 (24)	20 (20)	- (-)	3 (3)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	96 (24)	59 (20)	12 (-)	24 (3)	5 (3)

- (注) 1. 業績連動報酬等に係る業績指標はEBITDA(営業利益+減価償却費+のれん償却額)であり、その実績は5,841百万円であります。当該指標を選択した理由は本業の業績指標を示す営業利益と一過性の償却費負担に過度に左右されることがなく、業績向上への意欲や士気を一層高めることができると考えているためであります。なお、業績連動報酬に係る内容及び算定方法は、③取締役(監査等委員を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載のとおりであります。
2. 非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式であり、取締役(監査等委員を除く。)の割当ての際の条件等は③取締役(監査等委員を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、2.株式の状況(5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況に記載しております。

3. 上記の非金銭報酬等の総額は、取締役（監査等委員である取締役を含む。）5名に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。

② 取締役の報酬等について株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第49期定時株主総会において、年額200百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は3名（うち社外取締役0名）です。また、上記の金銭報酬とは別枠にて、2022年6月28日開催の第50期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額を年額40百万円以内、株式の上限を年40,000株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は3名（うち社外取締役0名）です。

取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第49期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち社外取締役3名）です。また、上記の金銭報酬とは別枠にて、2022年6月28日開催の第50期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額を年額10百万円以内、株式の上限を年10,000株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち社外取締役3名）です。

③ 取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年6月28日開催の取締役会において、取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を決議しておりますが、2024年4月23日開催の取締役会において、当該決定方針の改定の決議を行いました。当該取締役会の決議に関しては、あらかじめ決議する内容について、独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会の審議を経ております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していること、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

イ. 基本方針

当社の取締役（監査等委員を除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬（賞与）及び非金銭報酬（株式報酬）により構成することとしております。

ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

ハ. 業績連動報酬（賞与）の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬（賞与）は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度のEBITDA（営業利益＋減価償却費＋のれん償却額）の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を毎年、一定の時期に支給しております。目標となる業績指標とその値は中期経営計画と整合する計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。

二. 金銭報酬の額、業績連動報酬（賞与）の額または非金銭報酬（株式報酬）の額の取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえたうえで、持続的且つ中長期的な業績向上に資するインセンティブとなるようにするため、事業年度ごとに、指名・報酬委員会において検討を行うものとしております。取締役会（下記ホ. の委任を受けた代表取締役社長）は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

ホ. 取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき、代表取締役社長がその具体的な内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役（監査等委員を除く。）の基本報酬の額及び各取締役（監査等委員を除く。）の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に

行使されるよう、委員の過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととしております。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長岡野邦昭氏に対し株主総会で決議した報酬等の限度額の範囲内において、各取締役（監査等委員を除く。）の業績貢献評価を反映し、報酬額を決定することを委任しております。なお、同氏に委任している理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の職責の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役（監査等委員）近江博英氏は、近江公認会計士事務所の代表及び監査法人つむぐの社員であります。近江公認会計士事務所及び監査法人つむぐと当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）山本淳氏は、みそうパートナーズ株式会社及び株式会社GARLICの代表取締役であります。みそうパートナーズ株式会社及び株式会社GARLICと当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）羽田由可氏は、阪神内燃機工業株式会社の社外取締役（監査等委員）並びに株式会社F・O・ホールディングス及び株式会社F・O・インターナショナルの社外監査役であります。阪神内燃機工業株式会社並びに株式会社F・O・ホールディングス及び株式会社F・O・インターナショナルと当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
<p>社外取締役 (監査等委員) 近江博英</p>	<p>当事業年度に開催された取締役会20回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。</p> <p>公認会計士としての財務会計や監査業務の分野における専門的見地から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで取締役会の実効性向上に貢献しております。</p> <p>また、監査等委員会の委員長として実効性のある議事運営に務め、取締役の職務執行の状況や取締役会に付議された案件などの適法性・適正性などに関して、その専門的知見を活かし、適宜、質問、意見等を行い、監査機能を強化するとともに、当社の取締役や執行役員との意見交換会のリード役を務め、活発な意見交換・情報共有に尽力し、経営の健全性確保に貢献しております。</p>
<p>社外取締役 (監査等委員) 山本淳</p>	<p>当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回に、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。</p> <p>経営コンサルタント及び公認会計士としての経営支援の分野における専門的見地から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで取締役会の実効性向上に貢献しております。</p> <p>また、監査等委員会の委員として、取締役の職務執行の状況や取締役会に付議された案件などの適法性・適正性などに関して、その専門的知見を活かし、適宜、質問、意見等を行い、監査機能を強化するとともに、内部監査室からの状況報告について、適宜、質問、意見等を行い経営の健全性確保に貢献しております。</p>
<p>社外取締役 (監査等委員) 羽田由可</p>	<p>当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回に、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。</p> <p>弁護士としての専門的な知識に加え、他の会社の社外取締役・社外監査役としての豊富な経験から、経営全般に対する監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。</p> <p>また、監査等委員会の委員として、取締役の職務執行の状況や取締役会に付議された案件などの適法性・適正性などに関して、その専門的知見を活かし、適宜、質問、意見等を行い、監査機能を強化するとともに、内部監査室からの状況報告について、コンプライアンスの観点からの有益な提言等を行うなど、経営の健全性確保に貢献しております。</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 E Y 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38

- (注) 1. 当社の監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等を確認、検証した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 会計監査人の監査報酬につきましては、上記以外に前事業年度に係る追加報酬4百万円を支払っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、株式売出しに係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、会計監査人の解任を相当と判断した場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任します。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、又は会計監査人としての信頼を損なう事情があることその他の事由により、会計監査人の解任又は不再任を相当と判断した場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、事業発展及び経営基盤強化に向けた内部留保の充実を最優先事項としつつ、株主還元策として安定配当を実施する方針であります。具体的には、1株当たり当期純利益に対する配当性向20%を目安として配当を目指していく方針であります。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	11,753	流 動 負 債	7,645
現金及び預金	3,736	買掛金	1,738
受取手形	111	短期借入金	1,000
売掛金	4,764	1年内返済予定の長期借入金	969
商品及び製品	1,495	未払金	2,299
仕掛品	130	未払法人税等	601
原材料及び貯蔵品	735	賞与引当金	78
その他	811	役員賞与引当金	12
貸倒引当金	△31	その他	945
固 定 資 産	18,893	固 定 負 債	11,657
有 形 固 定 資 産	17,998	長期借入金	11,305
建物及び構築物	6,712	繰延税金負債	2
機械装置及び運搬具	3,213	退職給付に係る負債	25
土地	2,960	その他	324
リース資産	586	負 債 合 計	19,303
建設仮勘定	4,438	(純 資 産 の 部)	
その他	86	株 主 資 本	10,959
無 形 固 定 資 産	229	資本金	1,095
投資その他の資産	665	資本剰余金	1,279
投資有価証券	109	利益剰余金	8,584
繰延税金資産	162	自己株式	△0
その他	392	その他の包括利益累計額	383
資 産 合 計	30,646	繰延ヘッジ損益	383
		純 資 産 合 計	11,342
		負 債 純 資 産 合 計	30,646

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上			38,236
売上	上		21,901
販売	費		16,334
営業	業		11,622
営業	外		4,712
受取	利息	及び	5
受取	替	補	7
為替	助	差	15
補持	分	金	12
そ	法	よ	11
	の	投	19
営	業	外	
支	支	払	
支	払	手	58
そ		の	48
		の	71
経	常	利	
特	別	益	177
		益	4,606
固	定	資	
投	資	産	0
補	助	証	0
		金	13
特	別	損	
固	定	資	1
固	定	産	41
固	定	産	13
減	損	損	34
		失	
税金	等	調整	
法人	税	及	
税	等	事	792
法	人	業	580
人	税	額	
等	調	整	
調	整	額	1,373
当	期	純	
期	純	利	3,155
非	支	配	
支	配	株	
配	株	主	
株	主	に	
主	に	帰	
属	す	る	
当	期	純	
期	純	利	—
親	会	社	
株	主	に	
主	に	帰	
属	す	る	
当	期	純	3,155
期	純	利	
益			

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	1,071	1,254	5,791	△0	8,117
当連結会計年度変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	8	8			16
譲渡制限付株式報酬	16	16			32
剰余金の配当			△363		△363
親会社株主に帰属する当期純利益			3,155		3,155
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	24	24	2,792	△0	2,841
当連結会計年度末残高	1,095	1,279	8,584	△0	10,959

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当連結会計年度期首残高	0	40	40	8,157
当連結会計年度変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)				16
譲渡制限付株式報酬				32
剰余金の配当				△363
親会社株主に帰属する当期純利益				3,155
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	△0	343	343	343
当連結会計年度変動額合計	△0	343	343	3,184
当連結会計年度末残高	-	383	383	11,342

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,565	流動負債	6,746
現金及び預金	3,271	買掛金	1,335
受取手形	11	短期借入金	1,000
売掛金	4,307	1年内返済予定の長期借入金	969
商品及び製品	1,291	リース債務	258
仕掛品	76	未払金	1,956
原材料及び貯蔵品	586	未払費用	586
前渡金	237	未払法人税等	503
前払費用	65	預り金	74
その他	749	賞与引当金	47
貸倒引当金	△31	役員賞与引当金	12
固定資産	18,834	その他	1
有形固定資産	16,061	固定負債	11,526
建物	6,113	長期借入金	11,305
構築物	496	リース債務	206
機械装置	2,408	その他	15
車両運搬具	82	負債合計	18,273
工具器具備品	49	(純資産の部)	
土地	2,250	株主資本	10,742
リース資産	586	資本金	1,095
建設仮勘定	4,074	資本剰余金	1,279
無形固定資産	207	資本準備金	995
借地権	3	その他資本剰余金	283
ソフトウェア	185	利益剰余金	8,368
その他	18	利益準備金	0
投資その他の資産	2,566	その他利益剰余金	8,367
投資有価証券	0	別途積立金	0
関係会社株式	1,573	繰越利益剰余金	8,367
関係会社長期貸付金	504	自己株式	△0
長期前払費用	2	評価・換算差額等	383
繰延税金資産	179	繰延ヘッジ損益	383
その他	306	純資産合計	11,126
資産合計	29,400	負債純資産合計	29,400

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	33,993
売上原価	18,672
売上総利益	15,320
販売費及び一般管理費	10,892
営業利益	4,428
営業外収益	
受取利息及び配当金	13
受取補償	6
為替差益	15
補助金の収入	10
その他	5
営業外費用	
支払利息	58
支払手数料	48
その他	70
経常利益	4,301
特別利益	
固定資産売却益	0
補助金の収入	13
特別損失	
固定資産売却損	1
固定資産除却損	40
固定資産圧縮損	13
減損	34
税引前当期純利益	4,225
法人税、住民税及び事業税	679
法人税等調整額	591
当期純利益	2,954

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
					別 積 立	途 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	1,071	971	283	1,254	0	0	5,775	5,776
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	8	8		8				
譲渡制限付株式報酬	16	16		16				
剰 余 金 の 配 当							△363	△363
当 期 純 利 益							2,954	2,954
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	24	24	-	24	-	-	2,591	2,591
当 期 末 残 高	1,095	995	283	1,279	0	0	8,367	8,368

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ハ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△0	8,102	0	40	40	8,142
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)		16				16
譲渡制限付株式報酬		32				32
剰 余 金 の 配 当		△363				△363
当 期 純 利 益		2,954				2,954
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△0	343	343	343
当 期 変 動 額 合 計	△0	2,640	△0	343	343	2,983
当 期 末 残 高	△0	10,742	-	383	383	11,126

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集
ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

株式会社ライフドリンク カンパニー
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平	岡	義	則
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高	井	大	基

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ライフドリンク カンパニーの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ライフドリンク カンパニー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

株式会社ライフドリンク カンパニー
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平	岡	義	則
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高	井	大	基

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ライフドリンク カンパニーの2023年4月1日から2024年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第52期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、当社の取締役会での報告により経営状況を把握するとともに、子会社を管理統括する部門から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月24日

株式会社ライフドリンク カンパニー 監査等委員会

監査等委員 近江博英 ㊞

監査等委員 山本 淳 ㊞

監査等委員 羽田由可 ㊞

(注) 監査等委員近江博英、山本淳及び羽田由可は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

定時株主総会 会場ご案内図

会場 ホテルモントレ大阪 7階 パルフィー
 大阪市北区西梅田三丁目3番45号 (電話) 06-6458-7111

交通

- ・JR「大阪駅」(西口)より徒歩約5分
- ・阪神電車「大阪梅田駅」(西口)より徒歩約5分
- ・JR東西線「北新地駅」より徒歩約6分
- ・阪急電車「大阪梅田駅」より徒歩約12分
 (地下通路「ガーデンアベニュー」よりお越しの場合は、6-30番出口をご利用ください。)
- ・JR「大阪駅」(桜橋口)より徒歩約7分
- ・地下鉄四つ橋線「西梅田駅」(北改札)より徒歩約5分
- ・地下鉄御堂筋線「梅田駅」(南改札)より徒歩約8分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
 ユニバーサルデザインフォント
 を採用しています。